

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社LIFULL		コード	2120
提出日	2023/11/13		異動（予定）日	2023/11/13
独立役員届出書の提出理由	独立役員である清水哲郎氏が子会社の代表取締役へ就任することから、独立指定を解除するもの			
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	小林正忠	社外取締役									○	○					
2	中尾隆一郎	社外取締役	○								○						有
3	大久保和季	社外取締役	○								△						有
4	木村尚敬	社外取締役	○								○					新任	有
5	穴戸潔	社外監査役	○										○			有	
6	中森真紀子	社外監査役	○									○				有	
7	松嶋希会	社外監査役									○					新任	有
8	西垣淳	社外監査役	○								△					新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏は現在、当社の主要株主である楽天グループ株式会社の業務執行者として勤務しております。当社と同社は業務提携・広告宣伝等に係る取引関係があります。	楽天グループ株式会社に創業時より年にわたり勤務し、同社とその関連会社で経営幹部や取締役等を歴任されており、その豊富な社会経営者としての見識による助言・提言を、当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、社外取締役として選任しております。
2	同氏が代表取締役社長を務める株式会社中尾マネジメント研究所と当社との間には研修の依頼の取引がありますが、取引金額は僅少であり、独立性への影響にはございません。	株式会社リクルートホールディングスとその関連会社で経営幹部や代表取締役等を歴任されており、住宅領域、テクノロジー領域に精通している他、事業開発、マーケティング、組織活性化、KPIマネジメント等幅広い分野について専門的な知識と経験を有しております。その豊富な経営実績による助言・提言を、当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、社外取締役として選任しております。
3	同氏が過去に業務執行者として勤務していた東京新日本有限責任監査法人と当社との間にはサービス利用等の取引がありますが、取引金額は僅少であり、独立性への影響はございません。	また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、当社との間に特別な利害関係はない、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
4	同氏が過去に業務執行者として勤務している株式会社経営共創基盤と当社との間にはコンサルティングに係る取引がありますが、取引金額は僅少であり、独立性への影響はございません。	公認会計士としての大手監査法人での監査経験からガバナンス、ファイナンスに精通しているだけでなく、官公庁の各種有権者委員及び財界団体の幹事等を歴任され、コンプライアンス、CSR分野においても実績豊富な知識と経験を有しております。その豊富な見識による助言・提言を、当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、社外取締役として選任しております。
5	同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、当社との間に特別な利害関係はない、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。	また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、当社との間に特別な利害関係はない、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
6	同氏は、三菱商事株式会社にて勤務後、長年にわたり総合商社業界における勤務経験とともに、当社の主要株主である該当の独立役員の選任を歴任されました。その経歴を通じて得られた豊富な社会経営者としての知識・経験を当社の経営監視・監査に活かしていただきたいため、社外監査役として選任しております。	同氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相応程度の知識を有するものであります。その豊富な専門知識と監査役経験を当社の経営監視・監査に活かしていただきたいため、社外監査役として選任しております。
7	同氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を有するものであります。その豊富な経験と知識を当社の経営監視・監査に活かしていただきたいため、社外監査役として選任しております。	また、同氏は弁護士としての豊富な経験と知識を有するものであります。その豊富な経験と知識を当社の経営監視・監査に活かしていただきたいため、社外監査役として選任しております。
8	同氏が過去に業務執行者として勤務していた株式会社みずほ銀行と当社との間には信託等の取引がありますが、独立性への影響はございません。	長年にわたり金融業界における勤務経験の他、建設コンサルタント会社における経営幹部、取締役を歴任されました。その経験を通じて得られた豊富な金融知識と見識を当社の経営監視・監査に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いします。

4. 换足説明

社外役員の独立性に関する方針

- 当社取締役会が、当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員（※1）」という。）が独立性を有すると認定する役員は、以下の基準のいずれにも該当せず、当社における社外取締役又は社外監査役（以下、「独立役員」という。）として指定するものとする。
- 当社は、以下の基準のいずれにも該当しないことを社外役員の選任基準とし、独立性の高い社外役員の選出に努めるものとする。
- ただし、社外役員としての適格性を妥当であると当社取締役会が合理的に判断した場合には、方針に該当しておりますので独立役員には指定しておりません。
- 1. 当社及び当社の関係会社の重要監査役（※2）
- 2. 当社の特定関係事業（※3）又はその業務執行者（※2）
- 3. 当社の主要株主（※4）が持つ当社の10%以上を直接・間接的に保有する者又はその業務執行者（※2）
- 4. 当社及び当社の関係会社が大口投資者（※5）（持続決算の10%以上の議決権を直接・間接に保有する者）となっている者の兼職執行人（※2）
- 5. 当社及び当社の関係会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※4）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人・団体である場合は、当該法人・団体に所属する者をいう。）
- 6. 過去3年間において、上記1から5までに該当している者
- 7. 上記1～5に掲げる者の近親者等（※6）
- なお、独立役員と指定された社外役員は、その独立性を退任まで維持するよう努め、独立性を有しないことになった場合には、ただちに当社に告知するものとする。
- ※1 取締役と監査役の間ににおいて、ここの独立性の基準は相違ではないため、統称して「社外役員」とする。
- ※2 役員執行者は、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、執行役員及び使用人等をいい。
- ※3 合規実行規則第2条第3項10号にかかる特種関係事業
- ※4 多額の金銭その他の財産とは、役員報酬以外に直前事業年度において1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益をいう。
- ※5 近親者等とは、2親等内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。

※1 独立役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - d. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - e. 上場会社の主要株主（当該主要株主が個人である場合には、当該個人の業務執行者）
 - f. 上場会社の相手役の責任の際にある先の業務執行者（本人のみ）
 - g. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa)～g)の各項目の表記は、取締役の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 ～1～10いずれかに該当している場合には、その旨（複数可）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。